指定生活介護事業所「フレンズ」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

事業の目的、運営方針

1．事業者 2
2．事業所の概要 2
3．事業実施地域 3
4．営業日、営業時間、サービス提供時間、利用定員 3
5．職員の体制 3
6．当事業所の施設設備の概要 3
7．当事業所が提供するサービスと利用料金 4
8．利用料金 5
9．サービスの利用に関する留意事項 5
10. 緊急時の対応方法 6
11. 損害賠償保険への加入 6
12. 苦情の受付及び虐待防止について 7
13. 非常災害対策に関する事項 8
14. 事故発生時の対応 8
15. 第三者評価の実施状況 8

社会福祉法人　ダブルエッチジェー
（事業所名）フレンズ
指定生活介護事業　２３１７３００６０２　号

（事業の目的）

社会福祉法人ダブルエッチジェーが開設する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」といいます。）第３６条第１項に基づくフレンズ（以下「事業所」といいます。）において実施する法に基づく指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」といいます。）適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」といいます。）に対し適正な指定生活介護を提供することを目的とします。

（運営方針）

事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとします。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定生活介護を提供するよう努めるものとします。

３　事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

４　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７１号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

１．事業者

名称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	半田市椎ノ木町１－８－１
電話番号	０５６９－２０－７７５５
代表者氏名	理事長　竹内　涼
設立年月	平成９年７月１０日

２．事業所の概要

事業所の種類	指定生活介護 平成２２年１０月１日登録　　２３１７３００６０２　号
事業所の名称	フレンズ
事業所の所在地	名古屋市北区清水二丁目２番９号
事業所の電話番号	０５２－９３１－５４５３

サービス提供地域	名古屋市北区
主たる対象者	身体障害者、知的障害者
事業所番号	２３１７３００６０２　号
登録年月日	平成２２年１０月１日
事業所が行なっている他の業務	

３．事業実施地域

名古屋市

４．営業日、営業時間、サービス提供時間、利用定員

営　業　日	月曜日から金曜日までとする。(国民の休日も含む) ただし、年末年始休暇は除く。
営　業　時　間	月～金　８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間帯	月～金　９時００分～１６時３０分
利　用　定　員	２０名

５．職員の体制

＜本事業所の職員体制＞

職種	常勤	兼務	非常勤	職務の内容
１．管理者	１名	１名		施設の管理業務等
２．サービス管理責任者	１名			サービス提供に関する管理業務等
３．生活支援員	４名	１名	6名	介助、送迎業務等
４．医師			１名	医師としての健康管理等
５．看護師			１名	看護師としての健康管理等

６．当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

創作活動室	必要な備品を備えています
療育活動室	必要な備品を備えています

多目的室	必要な備品を備えています
トイレ・洗面所	必要な備品を備えています
浴　　室	リフトを備えています
相 談 室	必要な備品を備えています

７．当事業所が提供するサービス

（１）「生活介護計画」とサービス内容（契約書第３条・第４条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「生活介護計画」を定めて、サービスを提供します。「生活介護計画」は、決定されている支給量（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「生活介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービスの区分及びサービス内容〉

①創作的活動
手芸、工作等の創作活動を支援します。
②レクリエーション
ゲーム等のレクリエーションを実施します。
③必要な介助
食事、排泄の介助のほか、生活介護での活動をおこなうときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。
④医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導
ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。（ご利用者の希望の時間を踏まえ、設定します。）
⑤入浴
入浴の介助又は清拭などを行います。ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて、入浴することができます。
⑥送迎（通常の実施地域に限ります）
通常の実施地域にお住まいの方でご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途ご連絡します。
⑦訪問支援
連続して５回以上利用ができない場合、生活介護計画に基づき、あらかじめ同意を得て、当該事業所職員が居宅を訪問し、指定生活介護等の利用に係わる相談を行います。

8. 利用料金（契約書第５条参照）

（１）生活介護支給対象サービス利用者負担額

提供した生活介護サービスの費用の１割相当（ただし、受給者証に記載された上限額の範囲内）の料金をいただきます。

事業者が利用者に代わり名古屋市から受領した費用の額については、利用者に通知します。

（２）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、実費をいただきます。

①「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費（その都度、その内容の説明をいたします。）

②入浴にかかる光熱水費

・入浴に必要な光熱水費です。1回あたり３５０円

③その他必要な費用

・生活介護サービスの提供にあたって利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる必要な費用を負担していただきます。

（３）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記 7 及び 8 の料金・費用は、１か月ごとに計算し、翌月１０日頃までにご請求しますので、その月の２０日までに、現金にて、フレンズ窓口にてお支払いください。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額を、その都度お支払い下さい。）

（４）キャンセル料、利用の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

①利用予定日の前に、生活介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日１２時００分までに事業者に申し出てください。

（５）実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその２か月前までにご説明します。

9. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者

は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（2）受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「上限額」、「支給量」「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

11. 損害賠償保険への加入（契約書第９条参照）

保険会社名	日本知的障害者福祉協会
保険名	障害者施設総合補償制度
補償の内容	対人賠償、対物賠償、対人見舞費用（入院・治療）

12. 苦情の受付及び虐待防止に関する相談窓口（契約書第１４条参照）

（１）虐待防止のための措置

事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとします。

（２）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情に関する相談窓口	・お客様相談係　＜苦情受付窓口（担当者）＞　担当の職員 ・受付時間　毎週月曜日～金曜日　９：００～１７：００ ・＜苦情解決責任者＞　［職名］　管理者　松原　圭一 ・電話　０５２－９３１－５４５３ ・FAX　０５２－９３１－５４５７

（３）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者　担当の職員 ・ご利用時間　９：００～　１７：００ ・電話番号　０５２－９３１－５４５３ ＦＡＸ　０５２－９３１－５４５７

（４）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員一覧＞

名　前	連絡先
三枝　寿也	TEL０５６６－４１－１２３２
藤牧　実	TEL０５６９－２９－１７８７

（５）行政機関その他苦情受付機関

名古屋市役所 障害者支援課 指定指導係	所在地　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 電話番号　（電話）972-3967　（ＦＡＸ）972-4149 受付時間　8：45　～　17：30
愛知県社会福祉協議会	所在地　名古屋市東区白壁一丁目50番地

（運営適正化委員会）	電話番号　（電話）212-5515　　（ＦＡＸ）212-5514 受付時間　9：00　～　17：00

13. 非常災害対策に関する事項

（1）　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとします。

（2）　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

14. 事故発生時の対応

（1）事業所は、利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとします。

（2）事業所は、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

（3）フレンズ事故対応マニュアルを作成しています。

15. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	